

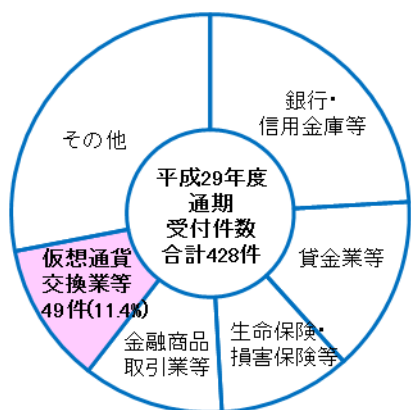
「仮想通貨交換業等」の相談・情報提供が急増

北海道財務局が受け付けた金融サービスに関する相談・情報提供について、平成30年度上期(30年4月～9月)の受付状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

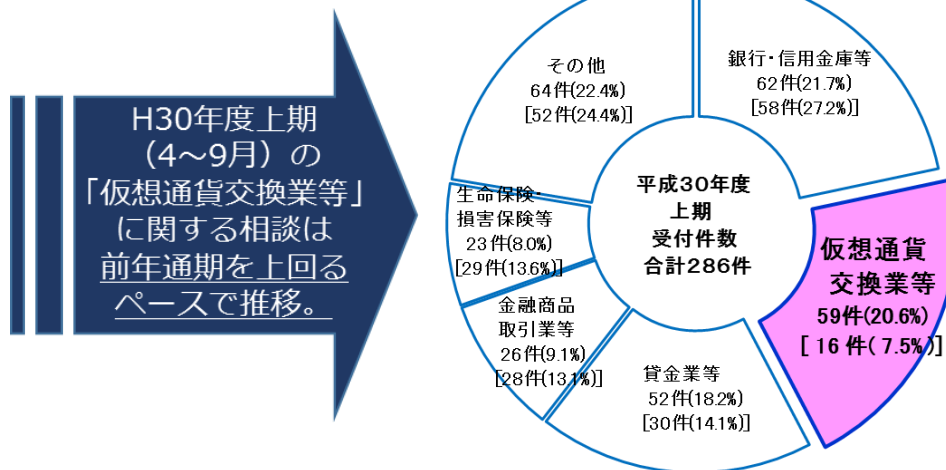
1. 平成30年度上期の概要

- 平成30年度上期の受付件数は286件で、前年同期と比較して**34.3%(73件)の増加**。
- 特に「**仮想通貨交換業等**」の相談等は前年通期を上回るペース(前年同期比では**3.7倍**)。>中でも仮想通貨の話題に便乗した詐欺に関する相談等が増加。
- 業種別では「銀行・信用金庫等」が62件(21.7%)、「仮想通貨交換業等」が59件(20.6%)、「貸金業等」が52件(18.2%)と**上位3業種で全体の6割**を占める。

相談受付状況(29年度通期)



相談受付状況(30年度上期)



H30年度上期(4～9月)の「仮想通貨交換業等」に関する相談は前年通期を上回るペースで推移。

(単位: 件)

| | 銀行・信用金庫等 | 仮想通貨交換業等 | 貸金業等 | 金融商品取引業等 | 生命保険・損害保険等 | その他 | 合計 (対前年度増減比) |
|-----------|----------|----------|------|----------|------------|-----|-----------------|
| 平成30年度 | | | | | | | |
| 上期(4～9月) | 62 | 59 | 52 | 26 | 23 | 64 | 286 |
| 平成29年度 | 103 | 49 | 61 | 49 | 46 | 120 | 428 (▲1.6%) |
| 下期(10～3月) | 45 | 33 | 31 | 21 | 17 | 68 | 215 |
| 上期(4～9月) | 58 | 16 | 30 | 28 | 29 | 52 | 213 |
| 平成28年度 | 121 | 7 | 86 | 67 | 66 | 88 | 435 (▲20.8%) |
| 下期(10～3月) | 73 | 6 | 38 | 43 | 30 | 43 | 233 |
| 上期(4～9月) | 48 | 1 | 48 | 24 | 36 | 45 | 202 |

2. 仮想通貨を取り巻く状況

- 「仮想通貨」をかたる詐欺的なコインに関する相談等が増加。
- 仮想通貨を利用したり、仮想通貨交換業の登録制導入に便乗したりする詐欺や悪質商法が増加。
- 仮想通貨交換業者を介した仮想通貨の取引について、業者におけるセキュリティ対策の問題からのトラブル相談も増加。

3. 相談・情報提供事例

【銀行・信用金庫等】

- 高齢の方から、自分名義の口座から娘の口座に多額の金額を送金しようとしたが、銀行は十分な説明もせず、「取引できない」と言う。犯罪収益移転法や特殊詐欺対策は必要であるが、行き過ぎである。
- 週末、コンビニATMでカードを使い現金を引き出した。預金引き出しのつもりが、誤ってローンカードを入れていた。誤借入なのですぐに返済すると銀行に伝えたが、週明けになり金利を請求された。借入意思はないのに利息は支払わなくてはならないのか。

【仮想通貨関係】

- 知人から「仮想通貨を購入すると絶対儲かる」と誘われ、マルチ商法(連鎖販売)の業者のセミナーに参加した。セミナーでは「当社の仮想通貨は今後上場する予定であり、上場すると10倍に値上がりする。」「当社の会員になり、勧誘し成約すると勧誘手数料が入る。」などの勧誘を受け、業者に数百万円支払い仮想通貨を購入した。その後、当該仮想通貨は上場されず、返金の申し出を行ったが、未だに返金されない。(情報提供)
- 仮想通貨を扱うと称する業者に300万円投資した。その後、別の仮想通貨に更に200万円投資した。業者から「解約せず、このまま置いた方がよい」と言われているが解約したいと思っている。どうしたらよいか。
- 仮想通貨を取扱う業者と代理店契約を結びポイントを受け取った。そのポイントを仮想通貨に替えて受け取れるという連鎖販売契約であった。当該業者は仮想通貨交換業の登録があるか知りたい。

【貸金業者関係】

- 業者から「融資します」というメールが届いたので、50万円の融資を申し込んだところ、「あなたの信用性を判断するため、クレジットカードで掃除機とゲーム機を購入して送って」と言われ送付したが、融資はされなかった。(注：当局で調べたところ登録業者詐称であった。情報提供)

4. 相談・情報提供事例を踏まえた留意点

- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。仮想通貨の持つ話題性を利用したり、仮想通貨交換業の登録制度の導入に便乗する詐欺や悪質商法にご注意下さい。
- また、依然としてヤミ金業者からの勧誘がみられます。万一、違法業者と関わってしまった場合は、すぐに最寄りの警察に相談してください。
- 貸金業者や仮想通貨交換業者等は金融庁・財務局等への登録が必要です。利用の際は登録を受けた事業者が金融庁・財務局のホームページで確認して下さい。

☆金融取引に関するご相談等は、
北海道財務局 金融ほっとラインまで！
電話：011-807-5145